【私立幼稚園就園奨励費助成事業】

〇評価結果

事業の現状

- ◇本事業は、国庫補助金を受けて実施する事業であるが、国庫補助対象外である高 所得者層についても、町単独で補助を行っている。
- ◇高所得者層(概ね年収680万円以上の世帯)への補助について、その必要性に疑問あり。また、高所得者層への補助が一律同額であることは、適正感に欠ける。
- ◇未申告世帯への対応が、制度化されていない。

課題

◇平成25年度に未申告世帯の階層設定、平成26年度に高所得者層の見直しを行う予 定とのことだが、検討速度が遅い。

事業の方向性

要改善

- ◇高所得者層への補助について、次の観点から早急に見直しを行い、平成25年度からは見直し後の制度により実施すべき。
 - *廃止を視野に入れた必要性の検討(現状分析や費用対効果)
 - *細分化と上限設定

評価結果

◇義務を果たしていない未申告世帯について、早急に最安価階層を設定すべき。

予 算 額 減額

◇高所得者層への補助のあり方を見直すことにより、減額を図られたい。

概要説明書

事務事業·事務経費名	私立幼稚園就園奨励費助成事業	体系コード	42111-01
主管課等	教育総務課教育総	務担当	

(単位:千円)

				(- : 1 3/
	■ 直接実施			
	□ 委託業務 (委託先	<u>.</u>)
実施方法	■ 補助金 【 □ 直拍	要 ■ 間接 】 (補助先:園児の例	民護者 実施	施主体:町)
	□ その他 ()
	事務	詳細内容	平成23年度	平成24年度
	2.2		決算見込額	予算額
		*「寒川町私立幼稚園等就園奨励 費補助金交付要綱」の改正	-	-
		* 幼稚園等に対して対象園児把握	-	-
		のための調査 * 幼稚園等に対して支給事務依頼		
		(保護者への申請書等配布~取り	-	-
		まとめて、教育委員会への提出) * 町電算システム担当にて作成し		
		た入力システムにデータ入力(補助	-	-
		額決定のための課税額調査等~ 集計)		
		*補助金支払事務 平成23年度決算見込額の内訳	58,343	59,988
主な事務の		は、別紙 資料1「平成23年度私	(負担金補助	(負担金補助
内容とその額	私立幼稚園就園奨励費 助成事業	立幼稚園等就園奨励費補助金交 付状況」のとおり	及び交付金)	及び交付金)
		71% F X	* 幼稚園等に対して決定通知等送	-
		付事務 国庫補助金関係事務		
		* 神奈川県事業計画書提出	-	-
		* 神奈川県補助金交付申請書提	_	_
		出 * 幼稚園等からの実績報告書集計	_	_
		* 神奈川県事業変更計画書提出	_	
		* 神奈川県事業変更交付申請書	_	
		<u>提出</u> *神奈川県実績報告書提出		
		* 幼稚園就園奨励費補助金請求		_
		書提出	(a)	
		事業費·経費 計 	58,343	59,988
平成23年度。	人件費相当額(算出根拠	については、事務事業評価シートを参照)	(b) 1,588	
	太事業•経費に	「係る費用の計	(a)+(b)	
	计子术 性臭的	- PIN W SC/10 TV HI	59,931	

概要説明書

この事業は幼稚園等の園児の保護者に対して幼稚園等の保育料等の一部を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図るもので、国(文部科学省)の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、国庫から補助金が交付されている事業です。 国の要綱で定めている補助額単価は、ここ数年引き上げられており、補助対象の拡大など制度の拡充を図っています。幼稚園の保育料は世帯の所得額とは関係なく定額となっているところが大半であるため、低所得者層ほど経済的負担が大きくなります。この補助金は所得階層別に補助額を定めているので、低所得者層ほど保育料の負担軽減が図られており、幼稚園等への就園奨励に繋がっていると考えます。また町でも国庫補助金の補助対象外のものにも単独で補助金を交付しています。無認可の幼児教育施設への通園児、国庫補助対象外の高所得者層への補助を町単独で行っています。私立幼稚園等は、遊びや運動を通して社会性を身につける大変重要な教育機関と考えます。低所得者層に限らず、幅広く補助対象を広げることにより、町全体の就園率を上げることにも繋がっていると考えます。

以上のことから、子育て支援の有効な施策の一つとして必要な事業と考えます。

町における 類似事業	町において実施している類似事業は、ありません。
比較参考値 (他自治体の状 況・ベンチマーク 等)	別紙 資料 2「平成24年度私立幼稚園等就園奨励費補助金 寒川町及び近隣市の減免状況」のとおり
24年度の状況 と今後の方針	幼稚園就園奨励費支払事務については、幼稚園等から提出された書類を基にデータ入力を行い、補助額確認及び集計事務に入っているところです。まだ確定はしていませんが、平成24年度私立幼稚園等就園奨励費補助金 支払人数 716人 支払金額 57,979千円となっています。 国庫補助金関係事務については、神奈川県への事業計画書の提出まで終了です。今後については、幼稚園等に対して補助金の支払いを10月中に終了し、国庫補助金関係提出書類の作成にかかります。 今後の方針については、国庫補助限度額の範囲内で実施される幼稚園就園奨励事業に必要な事業費に対し、3分の1以内が国庫から補助されることになっていますが、平成23年度国庫補助額は国庫補助限度額の3分の1の約71.67%であり、約28.33%の不足が生じております。 町としてはできる限りこの制度を継続していきたいと考えておりますが、町財政状況も非常に厳しく、その財源の国庫補助金の減額は、この事業を推進するための大きな支障となりますので、できる限り3分の1に近づけるよう、国への働きかけを行っていきます。
特記事項 (事業の沿革等)	平成13年度から平成21年度までの間、国庫補助単価が低かったので、町の予算で国庫上乗せ額を加算してしていました。平成22年度からは、国庫補助単価が年々増加し、低所得者層では保育料等の支払額を補助金が上回る世帯もでてきたことから、国庫上乗せ額の加算は廃止いたしました。国庫上乗せ額 平成13年度:2,000円 平成14年度:3,000円 平成15年度:4,000円 平成16年度:5,000円 平成17年度:6,000円 平成18~21年度:7,000円 平成22年度~:上乗せなし

<第1子>

	甘 淮	**	/ I I		人 数		î	合 計
	基準	単	価	3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)
Α		認可	223,200	0	0	0	0	0
	生活保護世帯	無認可	148,800	0	0	1	1	148,800
	(国基準 223,000円)	計		0	0	1	1	148,800
В	市町村民税非課税世帯	認可	193,200	4	12	7	23	4,443,600
	及び市町村民税所得割	無認可	128,800	1	3	1	5	644,000
	(国基準 193,200円)	計		5	15	8	28	5,087,600
С	市町村民税所得割	認可	109,200	9	12	13	34	3,712,800
	34,500円以下の世帯	無認可	72,800	0	2	3	5	364,000
	(国基準 109,200円)	計		9	14	16	39	4,076,800
D	市町村民税所得割	認可	46,800	38	90	108	236	11,044,800
	183,000円以下の世帯	無認可	31,200	7	17	19	43	1,341,600
	(国基準 46,800円)	計		45	107	127	279	12,386,400
E	市町村民税所得割	認可	15,000	13	15	16	44	660,000
	183,000円を超える世帯	無認可	15,000	1	4	5	10	150,000
	(国基準 - 円)	計		14	19	21	54	810,000
	_	認可		64	129	144	337	19,861,200
I	合 計	無認可		9	26	29	64	2,648,400
		計		73	155	173	401	22,509,600

<第2子>

_	く 第2丁ノ							
	基準	単	価		人 数			合 計
	- 卒 宇	#	ІЩ	3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)
Α		認可	264,000	0	0	0	0	0
	生活保護世帯	無認可	176,000	0	0	0	0	0
	(国基準 264,000円)	計		0	0	0	0	0
В	市町村民税非課税世帯	認可	249,000	1	0	0	1	249,000
	及び市町村民税所得割	無認可	166,000	1	0	0	1	166,000
	(国基準 249,000円)	計		2	0	0	2	415,000
С	市町村民税所得割	認可	207,000	2	0	0	2	414,000
	34,500円以下の世帯	無認可	138,000	0	0	0	0	0
	(国基準 207,000円)	計		2	0	0	2	414,000
D	市町村民税所得割	認可	175,000	14	7	1	22	3,850,000
	183,000円以下の世帯	無認可	116,600	1	0	0	1	116,600
	(国基準 175,000円)	計		15	7	1	23	3,966,600
Ε	市町村民税所得割	認可	56,000	1	1	0	2	112,000
	183,000円を超える世帯	無認可	56,000	0	0	0	0	0
	(国基準 - 円)	計		1	1	0	2	112,000
		認可		18	8	1	27	4,625,000
	合 計	無認可		2	0	0	2	282,600
		計		20	8	1	29	4,907,600

<第3子以降>

	基準	単	価		人 数		É	合計 合
	基 华	- 早	1Щ	3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)
Α		認可	303,000	0	0	0	0	0
	生活保護世帯	無認可	202,000	0	0	0	0	0
	(国基準 303,000円)	計		0	0	0	0	0
В	市町村民税非課税世帯	認可	303,000	0	0	0	0	0
	及び市町村民税所得割	無認可	202,000	0	0	0	0	0
	(国基準 303,000円)	計		0	0	0	0	0
С	市町村民税所得割	認可	303,000	0	0	0	0	0
	34,500円以下の世帯	無認可	202,000	0	0	0	0	0
	(国基準 303,000円)	計		0	0	0	0	0
D	市町村民税所得割	認可	303,000	0	0	0	0	0
	183,000円以下の世帯	無認可	202,000	0	0	0	0	0
	(国基準 303,000円)	計		0	0	0	0	0
Е	市町村民税所得割	認可	96,900		0	0	0	0
	183,000円を超える世帯	無認可	96,900	0	0	0	0	0
	(国基準 - 円)	計		0	0	0	0	0
	_	認可		0	0	0	0	0
	合 計	無認可		0	0	0	0	0
		計		0	0	0	0	0

●合計(従来条件)		人 数	合 計			
	3歳児	4歳児	5歳児	人 数	支給額(円)	
A =1	認可	82	137	145	364	24,486,200
合 計 (第1子 + 第2子 + 第3子以降)	無認可	11	26	29	66	2,931,000
(第1子 + 第2子 + 第3子以降)	計	93	163	174	430	27,417,200

平成23年度 私立幼稚園等就園奨励費補助金交付状況 (新条件)

<第2子>

	(3)2] >				1 */-			計 :
	基 準	単	価		人数			
	金 十	+	Щ	3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)
Α		認可	244,000	0	0	0	0	0
	生活保護世帯	無認可	162,600	0	0	0	0	0
	(国基準 244,000円)	計		0	0	0	0	0
В	市町村民税非課税世帯	認可	222,000	2	7	5	14	3,108,000
	及び市町村民税所得割	無認可	148,000	1	0	1	2	296,000
	(国基準 222,000円)	計		3	7	6	16	3,404,000
С	市町村民税所得割	認可	159,000	4	7	10	21	3,339,000
	34,500円以下の世帯	無認可	106,000	0	1	2	3	318,000
	(国基準 159,000円)	計		4	8	12	24	3,657,000
D	市町村民税所得割	認可	111,000	24	68	52	144	15,976,600
	183,000円以下の世帯	無認可	74,000	7	13	20	40	2,960,000
	(国基準 111,000円)	計		31	81	72	184	18,936,600
Е	市町村民税所得割	認可	56,000	5	18	13	36	2,016,000
	183,000円を超える世帯	無認可	56,000	1	6	4	11	616,000
	(国基準 - 円)	計		6	24	17	47	2,632,000
		認可		35	100	80	215	24,439,600
	合 計	無認可		9	20	27	56	4,190,000
		計		44	120	107	271	28,629,600

<第3子以降>

	(新6] 及四2				人 数		4	計 信 台
	基 準	単	価	3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)
Α		認可	303,000	0	0	0	0	0
	生活保護世帯	無認可	202,000	0	0	0	0	0
	(国基準 303,000円)	計		0	0	0	0	0
В	市町村民税非課税世帯	認可	303,000	0	0	0	0	0
	及び市町村民税所得割	無認可	202,000	0	0	0	0	0
	(国基準 303,000円)	計		0	0	0	0	0
С	市町村民税所得割	認可	303,000	1	0	0	1	303,000
	34,500円以下の世帯	無認可	202,000	0	0	0	0	0
	(国基準 303,000円)	計		1	0	0	1	303,000
D	市町村民税所得割	認可	303,000	2	1	2	5	1,403,000
	183,000円以下の世帯	無認可	202,000	1	0	0	1	202,000
	(国基準 303,000円)	計		3	1	2	6	1,605,000
E	市町村民税所得割	認可	96,900	3	0	0	3	290,700
	183,000円を超える世帯	無認可	96,900	0	1	0	1	96,900
	(国基準 - 円)	計		3	1	0	4	387,600
	_	認可		6	1	2	9	1,996,700
	合 計	無認可		1	1	0	2	298,900
		計		7	2	2	11	2,295,600

●合計(新条件)		人 数	合 計			
	3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)	
A =1	認可	41	101	82	224	26,436,300
合 計 (第2子 + 第3子以降)	無認可	10	21	27	58	4,488,900
	計	51	122	109	282	30,925,200

総合計(従来条件+新条件)

			人 数		î	숙 計
		3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)
	認 可	123	238	227	588	50,922,500
総 合 計	無認可	21	47	56	124	7,419,900
	計	144	285	283	712	58,342,400

1. 私立幼稚園(従来条件)

減免限度額

階層	世帯区分	子区分	国	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4.5歳	平塚市 3歳	海老名市
		第1子	226,200	226,200	231,200	234,200	226,200	226,200	243,200
Α	生活保護世帯	第2子	266,000	266,000	271,000	274,000	266,000	266,000	286,000
		第3子以降	305,000	305,000	305,000	353,000	305,000	305,000	335,000
	市町村民税非課税世帯· 市町村民税所得割非課税 世帯	第1子	196,200	196,200	201,200	204,200	196,200	196,200	213,200
В		第2子	251,000	251,000	256,000	259,000	251,000	251,000	271,000
		第3子以降	305,000	305,000	305,000	353,000	305,000	305,000	335,000
	市町村民税所得割課税額 77.100円以下	第1子	112,200	112,200	115,200	120,200	112,200	112,200	129,200
С		第2子	209,000	209,000	212,000	217,000	209,000	209,000	229,000
	77,100[][6]	第3子以降	305,000	305,000	305,000	353,000	305,000	305,000	335,000
	市町村民税所得割課税額	第1子	49,800	49,800	51,800	70,200	52,300	52,300	66,800
D	211,200円以下	第2子	178,000	178,000	180,000	187,000	178,000	178,000	198,000
	211,200 18/1	第3子以降	305,000	305,000	305,000	353,000	305,000	305,000	335,000
	市町村民税所得割課税額	第1子	0	15,000	13,000	21,000	15,000	15,000	17,000
E	211,200円超(注)	第2子	0	53,600	13,000	21,000	15,000	15,000	20,000
	211,200円超(注)	第3子以降	0	91,800	13,000	353,000	15,000	15,000	30,000

平成2	3年度
国	寒川町
223,200	223,200
264,000	264,000
303,000	303,000
193,200	193,200
249,000	249,000
303,000	303,000
109,200	109,200
207,000	207,000
303,000	303,000
46,800	46,800
175,000	175,000
303,000	303,000
	15,000
	56,000
	96,900

- (注) 藤沢市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が366,901円以上の世帯の減免限度額については、「第1子」「第2子」は、一律10,000円、「第3子以降」は353,000円となります。
- (注) 平塚市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が292,601円以上の世帯の減免限度額については、 Fランクを設定し、補助額は0円となります。

国規準額への上乗せ額

<u> 当 </u>	書額への上乗せ額								
階層	世帯区分	子区分	玉	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4.5歳	平塚市 3歳	海老名市
		第1子		0	5,000	8,000	0	0	17,000
Α	生活保護世帯	第2子	\setminus	0	5,000	8,000	0	0	20,000
		第3子以降		0	0	48,000	0	0	30,000
	市町村民税非課税世帯·	第1子	\setminus	0	5,000	8,000	0	0	17,000
В	市町村民税所得割非課税	第2子	\setminus	0	5,000	8,000	0	0	20,000
	世帯	第3子以降		0	0	48,000	0	0	30,000
	市町村民税所得割課税額	第1子		0	3,000	8,000	0	0	17,000
С	77,100円以下	第2子	\setminus	0	3,000	8,000	0	0	20,000
	77,100日以下	第3子以降	\setminus	0	0	48,000	0	0	30,000
	市町村民税所得割課税額	第1子		0	2,000	20,400	2,500	2,500	17,000
D	211,200円以下	第2子		0	2,000	9,000	0	0	20,000
	211,200円以下	第3子以降	\setminus	0	0	48,000	0	0	30,000
	市町村民税所得割課税額	第1子		15,000	13,000	21,000	15,000	15,000	17,000
E	211,200円超(注)	第2子		53,600	13,000	21,000	15,000	15,000	20,000
	211,200円超(注)	第3子以降		91,800	13,000	353,000	15,000	15,000	30,000

平成2	:3年度
国	寒川町
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	15,000
	56,000
\setminus	96,900
	•

2. 私立幼稚園(新条件)

減免限度額

階層	世帯区分	子区分	玉	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4.5歳	平塚市 3歳	海老名市
۸	生活保護世帯	第2子	247,000	247,000	252,000	255,000	247,000	247,000	267,000
Α	土冶体暖世市	第3子以降	305,000	305,000	305,000	313,000	305,000	305,000	335,000
В	市町村民税非課税世帯・	第2子	224,000	224,000	229,000	232,000	224,000	224,000	244,000
Ь	市町村民税所得割非課税	第3子以降	305,000	305,000	305,000	313,000	305,000	305,000	335,000
С	市町村民税所得割課税額	第2子	161,000	161,000	164,000	169,000	161,000	161,000	181,000
U	77,100円以下	第3子以降	305,000	305,000	305,000	313,000	305,000	305,000	335,000
D	市町村民税所得割課税額	第2子	114,000	114,000	116,000	122,000	114,000	114,000	134,000
U	211,200円以下	第3子以降	305,000	305,000	305,000	313,000	305,000	305,000	335,000
	市町村民税所得割課税額	第2子	0	53,600	13,000	21,000	15,000	15,000	20,000
-	211,200円超(注)	第3子以降	0	91,800	13,000	21,000	15,000	15,000	30,000
	<u> </u>								

平成23年度							
玉	寒川町						
244,000	244,000						
303,000	303,000						
222,000	222,000						
303,000	303,000						
159,000	159,000						
303,000	303,000						
111,000	111,000						
303,000	303,000						
	56,000						
	96,900						

- (注) 藤沢市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が366,901円以上の世帯の減免限度額については、「一律10,000円」となります。
- (注) 平塚市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が292,601円以上の世帯の減免限度額については、 Fランクを設定し、補助額は0円となります。

国規準額への上乗せ額

階層	世帯区分	子区分	国	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4.5歳	平塚市 3歳	海老名市
۸	生活保護世帯	第2子		0	5,000	8,000	0	0	20,000
Α		第3子以降		0	0	8,000	0	0	30,000
В	市町村民税非課税世帯・	第2子		0	5,000	8,000	0	0	20,000
Ь		第3子以降		0	0	8,000	0	0	30,000
С	市町村民税所得割課税額	第2子		0	3,000	8,000	0	0	20,000
U	77,100円以下	第3子以降		0	0	8,000	0	0	30,000
D	市町村民税所得割課税額	第2子		0	2,000	8,000	0	0	20,000
D	211,200円以下	第3子以降		0	0	8,000	0	0	30,000
_	市町村民税所得割課税額	第2子		53,600	13,000	21,000	15,000	15,000	20,000
	211,200円超(注)	第3子以降		91,800	13,000	21,000	15,000	15,000	30,000

平成23年度							
国	寒川町						
	0						
	0						
	0						
	0						
	0						
	0						
	0						
	0						
	56,000						
	56,000 96,900						

3. 類似施設(従来条件)

減免限度額

<u> </u>	以 及 很							
階層	世帯区分	子区分	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4.5歳	平塚市 3歳	海老名市
		第1子	150,800	155,800	234,200	15,000	15,000	243,200
Α	生活保護世帯	第2子	177,300	182,300	274,000	15,000	15,000	286,000
		第3子以降	203,300	203,300	353,000	15,000 15,000 15,000 15,000	335,000	
	市町村民税非課税世帯·	第1子	130,800	135,800	204,200	15,000	15,000	213,200
В	市町村民税所得割非課税	第2子	167,300	172,300	259,000	15,000	15,000	271,000
	世帯	第3子以降	203,300	203,300	353,000	15,000	15,000	335,000
	市町村民税所得割課税額	第1子	74,800	77,800	120,200	15,000	15,000	129,200
С	77.100円以下	第2子	139,300	142,300	217,000	15,000	15,000	229,000
	77,100日以下	第3子以降	203,300	203,300	353,000	0 15,000 15,000 0 15,000 15,000	335,000	
	市町村民税所得割課税額	第1子	33,200	35,200	70,200	15,000	15,000	66,800
D	211,200円以下	第2子	118,600	120,600	187,000	15,000	15,000	198,000
	211,200円以下	第3子以降	203,300	203,300	353,000	15,000	15,000	335,000
	市町村民税所得割課税額	第1子	15,000	13,000	21,000	15,000	15,000	17,000
E	211,200円超(注)	第2子	53,600	13,000	21,000	15,000	15,000	20,000
	211,200円旭(注)	第3子以降	91,800	13,000	353,000	15,000	15,000	30,000

- H23 寒川町 148,800 176,000 202,000 128,800 166,000 202,000 72,800 138,000 202,000 31,200 116,600 202,000 15,000 56,000 96,900
- (注) 藤沢市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が366,901円以上の世帯の減免限度額については、「第1子」「第2子」は、一律10,000円、「第3子以降」は353,000円となります。
- (注) 平塚市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が292,601円以上の世帯の減免限度額については、 Fランクを設定し、補助額は0円となります。

寒川町と近隣市との差

	と近隣市との差							
階層	世帯区分	子区分	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4.5歳	平塚市 3歳	海老名市
		第1子		5,000	83,400	-135,800	-135,800	92,400
Α	生活保護世帯	第2子		5,000	96,700	-162,300	-162,300	108,700
		第3子以降		0	149,700	-188,300	-188,300	131,700
	市町村民税非課税世帯·	第1子		5,000	73,400	-115,800	-115,800	82,400
В	市町村民税所得割非課税	第2子		5,000	91,700	-152,300	-152,300	103,700
	世帯	第3子以降	/	0	149,700	-188,300	-188,300	131,700
	市町村民税所得割課税額	第1子		3,000	45,400	-59,800	-59,800	54,400
С	77,100円以下	第2子		3,000	77,700	-124,300	-124,300	89,700
	77,100日以下	第3子以降		0	149,700	-188,300	-188,300	131,700
	市町村民税所得割課税額	第1子		2,000	37,000	-18,200	-18,200	33,600
D	211.200円以下	第2子		2,000	68,400	-103,600	-103,600	79,400
	211,200円以下	第3子以降		0	149,700	-188,300	-188,300	131,700
	市町村民税所得割課税額	第1子		-2,000	6,000	0	0	2,000
E	211,200円超(注)	第2子		-40,600	-32,600	-38,600	-38,600	-33,600
	211,200円起(注)	第3子以降		-78,800	261,200	-76,800	-76,800	-61,800

4. 類似施設(新条件)

減免限度額

ルジンしけ								
階層	世帯区分	子区分	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4.5歳	平塚市 3歳	海老名市
^	生活保護世帯	第2子	164,600	169,600	255,000	15,000	15,000	267,000
Α		第3子以降	203,300	203,300	313,000	15,000	15,000	335,000
В	市町村民税非課税世帯・	第2子	149,300	154,300	232,000	15,000	15,000	244,000
Ь	市町村民税所得割非課税	第3子以降	203,300	203,300	313,000	15,000	15,000	335,000
С	市町村民税所得割課税額	第2子	107,300	110,300	169,000	15,000	15,000	181,000
C	77,100円以下	第3子以降	203,300	203,300	313,000	15,000	15,000	335,000
D	市町村民税所得割課税額	第2子	76,000	78,000	122,000	15,000	15,000	134,000
D	211,200円以下	第3子以降	203,300	203,300	313,000	15,000	15,000	335,000
F	市町村民税所得割課税額	第2子	53,600	13,000	21,000	15,000	15,000	20,000
	211,200円超(注)	第3子以降	91,800	13,000	21,000	15,000	15,000	30,000
			•					

Н	123
寒	川町
16	2,600
20	2,000
14	8,000
20	2,000
10	6,000
20	2,000
7	4,000
20	2,000
5	6,000
9	6,900

- (注) 藤沢市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が366,901円以上の世帯の減免限度額については、「一律10,000円」となります。
- (注) 平塚市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が292,601円以上の世帯の減免限度額については、 Fランクを設定し、補助額は0円となります。

寒川町と近隣市との差

	リーとは一番一口での。左							
階層	世帯区分	子区分	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4.5歳	平塚市 3歳	海老名市
Α	生活保護世帯	第2子		5,000	90,400	-149,600	-149,600	102,400
^	土冶体设造市	第3子以降		0	109,700	-188,300	-188,300	131,700
В	市町村民税非課税世帯·	第2子		5,000	82,700	-134,300	-134,300	94,700
Ь	市町村民税所得割非課税	第3子以降		0	109,700	-188,300	-188,300	131,700
С	市町村民税所得割課税額	第2子		3,000	61,700	-92,300	-92,300	73,700
U	77,100円以下	第3子以降		0	109,700	-188,300	-188,300	131,700
П	市町村民税所得割課税額	第2子		2,000	46,000	-61,000	-61,000	58,000
D	211,200円以下	第3子以降		0	109,700	-188,300	-188,300	131,700
F	市町村民税所得割課税額	第2子		-40,600	-32,600	-38,600	-38,600	-33,600
	211,200円超(注)	第3子以降		-78,800	-70,800	-76,800	-76,800	-61,800

《ヒアリング・協議の概要》

- ◇事前に委員から提示されていた「ヒアリング時に確認したい事項等」に対する主管課等の 回答は、105・106ページのとおり。
- (委員長) 平成 23 年度の就園率について、主管課の回答にある値(106 ページ中段。3 歳児 48.00%・4 歳児 95.32%・5 歳児 96.59%)と、事前に提示された事務事業評価シート上の値(目標 53%・実績 57%)とで、差があるのはなぜか?
- (担当) 事務事業評価シートで掲げている値は、保育園通園児も含んだ全体の数から算出したものである。事務事業評価シートを作成した当時の指標の設定方法に従って記入しているが、現在は、保育園通園児を除いた幼稚園通園可能児童数から算出し、実態に合った数字で把握している。
- (委員長) 事務事業評価シートについても、標題が「平成24年度」としてあるのだから、訂正・追記などの措置を取るべきである。
- (委員長) 定員管理上、希望者が入園できないという実態はあるのか?
- (主管課長) 全ての幼稚園について把握しているわけではないが、2 園については、ある程度は定員オーバーでも入園させていると聞いている。
- (副委員長) 幼稚園と保育園のどちらにするかという選択は、保護者の自主的なものである。 通園の割合は、保育園1に対して幼稚園2という理解で良いか?
- (主管課長) そのとおりである。
- (副委員長) 補助については、町内私立幼稚園だけではなく、町外私立幼稚園への通園者も対象となるのか?国庫補助の対象外である高所得者層に対しても補助をする形になっているが、町の財政状況がこれだけ厳しい中で、例えば幼稚園から大学院まであるようなところに通わせることができる富裕層に対しても補助をするのか?
- (主管課長) 町内私立幼稚園・町外私立幼稚園を問わず、6月1日現在で町に住民登録がある通園者が補助の対象となる。補助額は年々減少しており、例えば資料 2(101・102 ページ) にあるとおり、E ランク(101・102 ページの表で、世帯区分ごとに A~E までの階層に分けられるもの。E ランクは高所得者層。)の第1子は 15,000円である。
- (副委員長) 金額の大小の問題ではない。町の財政状況が厳しい中で、そこまで教育にお金をかけることができるような家庭に対し、補助をする必要があるのかということである。
- (委員長) 近隣市町、例えば茅ヶ崎市や平塚市に比べて、高所得者層の第2子・第3子への 補助がずいぶん手厚いように感じるが、何か理由はあるのか?
- (担当) 一概には言えず、例えば横浜市や川崎市については、高所得者層に対し、寒川町よりも手厚く補助を行っている。(横浜市の高所得者層の場合:第1子48,000円、第2子80,000円、第3子112,000円) また、他自治体では、A~Dランクについても国庫補助分に市町補助分を一律上乗せしている場合もあるが、町はこれを行わず、国庫補助が無いEランクのみに町単独補助分を上乗せをしている。
- (委員長) であるならば、所得の少ない A~D ランクに少し町補助分を上乗せして、E ランク には補助を行わない、という考え方もあると思う。
- (担当) 公立幼稚園が町には無いことから、E ランクへも補助をしてきたという経緯もある。 ただし、町の財政状況も厳しいため、平成 25 年度に向けて、E ランクへの補助の見直しを 行う予定である。
- (副委員長) 高所得者層は、それだけの町県民税を納めてくれているのだから安くしましょう、という面もあるのでは?
- (担当) そういう面もあるかもしれない。近隣自治体においても、見直しをしている所がかなり増えているため、町でも見直しを行うことを考えている。

- (副委員長) 保育園の保育料は、3歳児の最高額で月額33,000円、4歳児以上の最高額が月額で28,000円。町内の私立幼稚園だと高いところでも月額26,000円で更に補助も出る。トータル的には、幼稚園の方が安い場合もあり、このような料金設定について、保育園に預けなければならない状況を鑑みた場合、保護者からすると腑に落ちない点がある、という声も聞いている。このような点からも、高所得者層に補助を行うことは本当に必要なのか。現行制度は、680万円以上をEランクとして高所得に制限がないが、例えば1,000万円を超える人たちには補助を我慢してもらうという制度も可能だと思う。
- (担当) 今後の検討では E ランクを細分化するということも含めて検討したいと考えている。
- (委員) 町の財政状況が厳しいのであれば、高所得者層に補助を行わず、その分を低所得者 層に回すという配慮も必要だと思う。
- (委員長) 高所得者層に対する補助の見直しは、いつ頃までに結論を出す予定か?
- (担当) 現状、税の未申告者についても E ランクで補助を行っているが、不公平感の解消及 び申告を促すという意味からも、未申告者を対象とした更に低い補助額である F ランクを 設定する予定である。これを平成 24 年度中に検討し、平成 25 年度から実施することを考 えている。また、E ランクの細分化については、平成 25 年度中に他自治体などの調査を行 い、平成 26 年度から実施したいと考えている。
- (委員長) 義務を果たしていない未申告者には、補助を行わなくても良いのでは。また、E ランクの細分化には、そんなに検討時間が必要なのか?民間の感覚からすると、1~2年もの期間が必要というのは理解に苦しむが。
- (担当) 階層の細分化の設定については、国の基準等の指針となるものが無い。町の裁量となる部分であるため、その辺の検討が必要である。また、劇的な変更を避けるために段階を踏んで行うとともに周知期間を設けたいという面もある。
- (委員) E ランクについては、何件支払いがあるのか?
- (担当) 平成 23 年度実績で、E ランクについては 85 人、金額にすると 3,078,700 円となる。
- (委員長) E ランクの第1・2・3 子の額は、いつから変更されていないのか?
- (担当) 国の補助単価の第1子と第2子の比率に基づいて変わるものだが、第1子の15,000円は平成18年度から変わっていない。第2子以降の金額は、毎年国の補助段階に応じて行っている。
- (委員長) もともと町の高所得者層に対する補助は高いのだから、劇的な変化などを懸念する必要はないように感じる。他自治体に比べて高いと感じるのであれば、素直に、速やかな対応を取る方が好ましい。
- (担当) 近隣市町においても、ここで急激に下げたような所もあるので、その辺も考慮していきたいと思う。

私立幼稚園就園奨励費助成事業	
確認したい内容	. 回答
・市町村民税非課税世帯の年収	· 2 7 0 万円以下
・市町村民税所得割 34,500 円の年収	・360万円以下
(平成23年度までの課税額区分)	
・市町村民税所得割 183,000 円の年収	· 680万円以下
(平成23年度までの課税額区分)	
・市町村民税所得割 77,100 円の年収	・360万円以下
(平成24年度からの課税額区分)	
・市町村民税所得割 221, 200 円の年収	・680万円以下
(平成24年度からの課税額区分)	※年収は夫婦(妻は専業主婦)と子ども2人のモデル世帯を
	設定し、目安として掲げているもの。
	※市町村民税所得割課税額は、年少扶養控除の廃止に伴い、
	参考年収680万円以下の対象世帯においてこれまでの階層
	区分から変更が生じないよう、平成24年度から見直したも
	0.
・幼稚園等の就園率の目標値が平成2	・事務事業評価シート作成時の担当者が退職等で不在のため
0年度以降、平成19年度より低い理	確認はできないが、作成時にこれからの3歳児~5歳児の人
由は?	口の推移を確認して数値をだしていると思われます。
	平成20年度に3歳児の人数が4,5歳児に比べて増える
	と想定されていたので、3歳児から幼稚園等に通園する割合
	が低いことから就園率の目標値が下がったと考えられます。
・近隣他市町の幼稚園等の就園率は?	(単位:%) 3歳児 4歳児 5歳児 合計
	茅ヶ崎市 57.0 87.0 89.0 77.5
	(市外通園児は除く)
	藤沢市 65.8 91.5 92.2 82.9
	平塚市 58.8 91.3 96.2 82.2
	海老名市 50.7 97.7 96.8 81.9
	※平成23年度実績
・寒川町内の幼稚園等の収容児童数は	町内私立幼稚園(3園)定員
町内児童数(保育園を除く)を全員収	3 歳児 4 歳児 5 歳児 合 計
容できるのか?(幼稚園等に入りたく	・倉見幼稚園 45 95 95 235
ても入れない子どもはいるのか?)	·相和幼稚園 60 110 110 280
	・さくら幼稚園 20 60 60 140
	町内幼児教育施設(1園)定員
	3 歳児 4 歳児 5 歳児 合 計
	・ふじ幼児園 40 55 55 150
	4 園合計 165 320 320 805
	※町内の3歳児~5歳児が全て町内の幼稚園等に通園してい
	るわけではなく、他市町の幼稚園等にも通園しています。ま
	た反対に他市町在住の3歳児~5歳児が町内の幼稚園等に通
	園している場合もあります。
	保護者が幼稚園等の教育方針、施設等を確認し選ぶので、
	他市町の幼稚園等を選択する場合もあります。
	100

・補助対象外のものにも、無許可の施 設への通園児も、高所得者層へにも補 助を単独で行っている理由 (生田委員からの質問)

・国庫補助金対象外の者へ町単独補助 金を支給している理由 (宮内委員からの質問)

・国庫補助金対象外の者へ町単独補助 金を支給している人数・金額

無認可の幼児教育施設でも、施設の面で認可が下りないだ けで、教育方針は私立幼稚園等に劣ることはないと考えます。 また、保護者は認可か無認可かで幼稚園等を選択するよりも 教育方針等で選択すると思われるので、私立幼稚園と同じよ うに補助は必要と考えます。

他市町村には公立幼稚園がありますが、寒川町には公立幼 稚園がなく、公私立幼稚園間における保護者負担の格差是正 の意味からも必要と考えます。

また県内の大半の自治体では高所得者層に対しての補助を 実施しています。

保護者からの補助額がいくらになるかというお問い合わせ もあり、補助額により幼稚園等にするか保育園にするか検討 する世帯もあるようです。保護者の関心も高く、それだけ必 要な補助と考えます。

無認可(幼児教育施設)通園児に対しての補助

人数:124人

金額:7,419,900円

・高所得者層に対しての補助(私立幼稚園)

人数:85人

金額: 3, 078, 700円

※平成23年度実績

・就園率が23年度実績で57%の原 因は幼稚園が少ないためなのか、親の 教育意欲が無いのか、補助にあるの か、等々分析されてますか

・23年度実績の57%は町内3歳児~5歳児の全体から出 した割合で、保育園通園児も含まれています。事務事業評価 シート作成時の数値が全体から見ているので、57%となっ ています。

23年度実績で保育園通園児を除く就園率は、

3歳児 48.00%

4歳児 95.32%

5歳児 96.59%

となっております

4, 5歳児で幼稚園、保育園等にも通園していない幼児に ついては、世帯に対してアンケート等実施していないので、 理由等は把握しておりません。

・保育園への通園者3歳児~5歳児の 人数は。(716人に対して)

• 6月1日現在保育園通園児

3歳児 122名

4歳児 120名

5歳児 122名

合 計

364名